## 増幅インキュベーター保守点検業務委託(長期継続契約)仕様書

増幅インキュベーター保守点検業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	増幅インキュベーター保守点検業務委託(長期継続契約)				
2	履行期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日				
3	施行場所 横須賀市日の出町2丁目14番地 横須賀市健康安全科学センター					
4	(1)機器を最適な状態に保つため、年1回の定期点検を実施する。 (2)初年度の定期点検時にPCハードウェアの無料アップグレードを行う。 (3)機器に故障等の不具合が発生した場合、機器を最適な状態に戻すための修理および部品を行う。 (詳細は増幅インキュベーター保守点検業務委託仕様書別紙のとおり)					
5	特記事項	特になし				
6	関係法規	特になし				
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 ・メーカーの取扱い代理店の指定を有し、技術者の派遣が可能であること。				
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)				
9	支払方法	委託料の支払いは、単年度毎の業務完了後一括払いとする。				
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。				
11	監督員連絡先	横須賀市健康安全科学センター 微生物・臨床検査係 竹内 横須賀市日の出町2-14 Tel 046-822-4057 Fax 046-822-5540				

<指示又は希望事項>								
グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。							

### 増幅インキュベーター保守点検業務委託(長期継続契約)仕様書別紙

#### 1. 対象機器

Applied Biosystems QuantStudio3(ライフテクノロジーズジャパン株式会社) (S/N 272320500)

#### 2. 契約内容

《種 類》AB Assurance 1 PM Calibration+Verification試薬付

- (1) 定期点検
  - ・契約期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日とし、契約期間中、単年度毎に1回、メーカーによる所定の点検・整備チェックリスト(QuantStudio™ 3and5 RealTimePCR System)に従い実施する。
  - ・令和3年度定期点検時に PC ハードウェアの無料アップグレードを実施する。
  - ・日程は別途協議する。
  - ・点検終了時に作業報告書を提出する。
  - ・上記契約には、点検にかかわる技術料金、交換部品代金、技術 者派遣・移動費、定期点検費用を含む。
- (2)機器に不具合が発生した場合
  - ・24 時間以内にオンコールによるメーカーの対処連絡を行い、速やかな対応について協議する。

ただし、土、日、祭日等の休日は除くものとする。

- ・修理完了時に作業報告書を提出する。
- ・上記契約には、修理にかかわる技術料金、交換部品代金(試薬、 消耗品を除く)、技術者派遣・移動費を含む。

### 3. 責任の範囲

下記事項について、受託者は責任を負わないものとする。

- (1) 天変地異その他不可抗力により生じた一切の損害。
- (2) 対象機器が正常に動作したにもかかわらず、受託者の支配下にあらざる何らかの理由で生じた一切の損害。
- (3) 不当な稼動、移動、修理等を委託者が行ったとき。
- (4) 仕様外装置、部品、付属品、消耗部品等の接続及び使用を委託者が行ったとき。
- (5) 上記以外については別途協議する。

# 委託代金額内訳書

# 1 初年度委託代金額(税込)

年	度	委託代金額	対象となる履行期間			
令和	3年度	円 うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	令和			1日から <b>31</b> 日まで

# 2 初年度業務別内訳書(税抜)

業務内容	単位	予定数量	単 価	金額
保守点検業務一式	式	1		
合計金額				

<sup>※</sup>初年度業務別内訳書の単価は、次年度以降の履行期間終了まで同じ単価となります。 次年度以降予定委託代金額は、初年度単価に当該年度における数量を乗じた額となり ます。

# 3 次年度以降予定委託代金額(税抜)

年	度	予定委託代金額		対象となる履行期間				
令和	4年度		1	令和	4年	4月	1日から	
				令和	5年	3月3	3 1 目まで	
令和	年度	円 円	1	令和	年	月	日から	
		Г	)	令和	年	月	日まで	
令和	年度	度	1	令和	年	月	日から	
ገን ለከ			)	令和	年	月	日まで	
令和	年度	Ш	,	令和	年	月	日から	
TY (T)		円		令和	年	月	日まで	
令和	年度	F度 円		令和	年	月	日から	
ተነ ለከ			令和	年	月	日まで		

# 長期継続契約(委託)に係る共通仕様書

### (契約期間)

1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

### (委託代金額)

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。 なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務 内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。 委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、 「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者 が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精 算するものとする。

### (次年度以降の手続き)

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精 算するものとする。

#### (契約の解除)

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
  - (1) 当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。(この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する)
  - (2) 当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
  - (3) 契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。(ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る)
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

### (その他)

10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。